

成障第1057号
令和2年6月1日

各 位

成田市障がい者福祉課長

地域生活支援サービス費の改正について（通知）

日頃より、本市の障がい者福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では成田市地域生活支援サービス費助成規則に基づき、移動支援、日中一時支援等の地域生活支援事業を実施しています。

当該事業は平成21年から実施していますが、介護者の就労による生活モデルの多様化や、障がい児者の社会参加の機会が増加するなどの事由により、当該サービスに対するニーズが多様化していることから、より地域の実情に即したサービスの需要が高まっています。

つきましては、地域の実情やニーズ等を勘案し、令和2年7月1日付けで地域生活支援サービス費助成の基準額等を別紙【改正概要】のとおり改正しましたので、お知らせします。

なお、7月提供分（8月請求分）から適用となります。そのため、6月中に実施した場合には、請求の対象外となりますので、ご注意ください。

なお、別紙2.（2）日中一時支援の「延長利用」につきましては、通常の日中利用型の日中一時支援とは別に支給量を決定します。（受給者証にそれぞれの支給量を記載します。）

特定相談支援専門員及び障害児相談支援員におかれましては、「延長利用」の利用希望があった場合、サービス等利用計画書には、日中一時支援の「通常利用」とは別に「延長利用」を記載していただきますようお願いいたします。

（お問い合わせ先）

〒286-8585 成田市花崎町760 番地

成田市役所 障がい者福祉課

電 話：0476-20-1539

F A X：0476-24-2367

E-mail：shofuku@city.narita.chiba.jp

【 改 正 概 要 】

1. 移動支援

(1) 通常型の基準額算定方法の変更

移動支援を行った場合には、事業所所在地を問わず、居宅介護サービス費（通院等介助）に10,9円（成田市（3級地）の地域単価）を乗じた額とします。（成田市内に所在する事業所については、変更はありません。）

(2) グループ支援型の基準額算定方法の変更

通常型と同様に、「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の区分を新たに設けます。また、職員配置割合ごとに、(1)通常型で算定した額に次の割合を乗じた金額とします。

職員1：利用者2の場合 4分の3

職員1：利用者3の場合 2分の1

職員1：利用者4の場合 8分の3

(例) 利用者A（身体介護を伴う）とB（身体介護を伴わない）が、成田市内の事業所で職員1：利用者2のグループ支援を1時間利用した場合

A 4,283円（通常型（身体介護を伴う）） $\times 3/4 = 3,212$ 円

B 2,081円（通常型（身体介護を伴わない）） $\times 3/4 = 1,560$ 円

2. 日中一時支援

(1) 延長利用の新設

事業所の営業時間の前後の時間において日中一時支援を提供した場合、「延長利用」として算定することができます。

算定基準額は次のとおりですが、主たる障害福祉サービス等で延長利用加算を算定している場合には、重複して日中一時支援の「延長利用」を請求することはできません。

○障害福祉サービス（生活介護等）の場合

区分	算定基準額
30分～2時間	30分につき200円 ※障害福祉サービスで延長利用加算を算定している場合には、請求不可
2時間～	30分につき800円

(例) 3時間延長利用を行った場合…

$200円 \times 4$ （2時間分） $+ 800円 \times 2$ （1時間分） $= 2,400円$

なお、障害福祉サービスで延長利用加算を算定している場合には…

$800円 \times 2$ （1時間分） $= 1,600円$ となります。

○障害児通所サービス（放課後等デイサービス等）の場合

区分	算定基準額
30分～3時間	30分につき200円 ※障害児通所サービスで延長利用加算を算定している場合には、請求不可
3時間～	30分につき800円

(2) 請求単価の算定方法を変更

日中一時支援を通常利用した場合の請求単価は、次のとおり算定した額とします。(成田市内に所在する事業所については、変更はありません。)

・基本単価

687単位（生活介護サービス費(利用定員が20人以下(区分4)の額)に施設所在地の地域単価を乗じた額

(4時間未満の場合には、2分の1を乗じて得た額)

・加算

食事提供加算 300円

入浴加算 400円

送迎加算 540円(片道)

(3) 「特別支援学校生等実習利用」単価の新設

特別支援学校の生徒等が進路を検討するにあたり、「実習」や「体験」として利用した場合には、事業所の所在地を問わず、次の単価とします。

・基本単価 4時間未満 2,500円

4時間以上 5,000円

・加算 食事提供加算 300円

入浴加算 400円

送迎加算 540円(片道)

3. 障害者デイサービス

(1) 区分名称の改正

障害者デイサービスの算定基準に係る区分は、障害支援区分に応じて決定していますが、「障害支援区分」の考え方に合わせるため、障害者デイサービスの区分名称を改正します。

現行の区分名称	現行の区分名称	改正後の名称	算定基準額 (4時間以上利用 で成田市内の事 業所の場合)
旧区分3又は障害支援区分 5以上(50歳以上は障害支 援区分4以上)	区分1	区分3	10,581円
旧区分2又は障害支援区分 3・4(50歳以上は障害支 援区分2・3)	区分2	区分2	7,502円
旧区分1又は障害支援区分 2以下(50歳以上は障害支 援区分1以上)	区分3	区分1	6,158円

(2) 請求単価の算定方法を変更

障害者デイサービスを利用した場合の請求単価は、次のとおり算定した額とします。(成田市内に所在する事業所については、変更はありません。)

- ・基本単価 次の単位に施設所在地の地域単価を乗じた額
(4時間未満の場合には、2分の1を乗じて得た額)
区分3の場合 969単位
(生活介護サービス費(利用定員が20人以下(区分5)の額)
区分2の場合 687単位
(生活介護サービス費(利用定員が20人以下(区分4)の額)
区分1の場合 564単位
(生活介護サービス費(利用定員が20人以下(区分2)の額)

- ・加 算 食事提供加算 300円
入浴加算 400円
送迎加算 540円(片道)

【その他請求にあたっての注意事項】

(1) 本市への請求にあたっては、第10号様式「地域生活支援サービス費助成請求書」(同封の様式)をご提出ください。(他市町村の請求様式等については、再度請求書をご提出いただきますので、ご了承ください。)

(2) 算定基準で「〇時間未満」となっている場合には、〇時間ちょうどの利用も含みます。

(例1) 移動支援を1時間ちょうど利用した場合

→「30分以上1時間未満」の区分で算定してください。

(例2) 日中一時支援を4時間ちょうど利用した場合

→「4時間未満」の区分で算定してください。

~~(3) 7月提供分(8月提供分)からの請求単価の一覧表については、後日改めて郵送にてお知らせする予定です。~~

~~なお、請求単価一覧表を電子データで希望される場合には、メールのタイトルを「地域生活支援サービス費請求単価一覧表希望」とし、本文に事業所名と事業所の適用を受ける地域区分(級地)を記載の上、本課メールアドレスに送信してください。~~

~~※受付は終了しました。~~

~~(4) 7月から施行する地域生活支援サービス費助成規則の内容について、質問事項がある場合には、同封の質問票に記載の上、成田市障がい者福祉課までご提出ください。(提出方法は郵送・FAX・E-mailいずれも可です。)~~

~~※受付は終了しました。~~